



2022年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社 ミダックホールディングス
 代 表 者 名 代表取締役社長 加藤 恵子
 (コード番号：6564 東証プライム・名証プレミア)
 問 合 せ 先 取締役経営企画部長 高田 廣明
 電 話 番 号 053-488-7173

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について2022年6月29日開催予定の第58期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 事業目的の変更

持株会社体制への移行に伴いグループ会社間の定款を整理するため、現行定款の第2条（目的）の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことおよび、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことおよび、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有

<p>することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) から (13) (省略)</p> <p>(14) <u>一般区域運送事業</u></p> <p>(15) から (43) (省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(44) その他前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) から (13) (現行どおり)</p> <p>(14) <u>一般貨物自動車運送事業</u></p> <p>(15) から (43) (現行どおり)</p> <p><u>(44) 汚染土壌の収集・運搬・処理業</u></p> <p><u>(45) 育児・教育事業</u></p> <p><u>(46) 社会福祉・介護事業</u></p> <p>(47) その他前各号に附帯する一切の業務</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 変更前定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第14条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6カ月以内に株主総会が開催される場合には、その株主総会については、変更前定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) がなお効力を有し、変更後定款第14条は適用しない。</u></p>

	<p>3. <u>本附則は、2022年9月1日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

3. 今後の日程（予定）

(1) 取締役会決議日	2022年5月26日
(2) 株主総会決議日	2022年6月29日（予定）
(3) 効力発生日	2022年6月29日（予定）

以上